

平成30年度 教育予算について

“いきいき子ども！あたたか家族！はつらつ先生！” 地域が支える教育の板橋

“学び合う、学び続ける人づくり！” 地域を創る教育の板橋



板橋区教育委員会



板橋区教育ビジョン2025

(平成28年度～平成37年度)

めざす将来像

“いきいき子ども！あたたか家族！はつらつ先生！”

地域が支える 教育の板橋

“学び合う、学び続ける人づくり！”

地域を創る 教育の板橋



板橋区教育ビジョン2025

(平成28年度～平成37年度)

3つの基本的方向性

子どもの
学びを保障する
教育環境の確保

- ④ 誰もが希望する
質の高い教育を受け
られる環境の整備
- ⑤ 保幼小中のつながり
ある教育の実現
- ⑥ 安心・安全な教育の
推進と学校環境
の整備

これからの
社会を生き抜く
力の育成

- ① 確かな学力の
定着・向上
- ② 豊かな人間性の育成
- ③ 東京2020
オリンピック・
パラリンピック競技
大会を契機とした
教育の推進

地域と共に
学び合う
教育の推進

- ⑦ 地域による
学び支援活動の促進
- ⑧ 生涯学習社会へ
向けた取組の充実
- ⑨ 家庭における
教育力向上への支援

9つの重点施策

板橋区教育ビジョン2025

(平成28年度～平成37年度)

それぞれの役割

- **幼稚園・学校**は、子どもたちの未来を担う力を引き出し、夢へつなげます
- **家庭**は、子どもとともに育ちながらやすらぎを与え、好ましい生活習慣や規範意識を身に付ける場としての役割を果たします
- **教職員**は、子どもの現在だけでなく将来をも意識し、指導力の向上に努め、子どもと向き合います
- 「地域の子どもは**地域**が育てる」との意識で、子どもの育ちを支えるとともに、子どもとの関わりを通して、大人も学び続ける生涯学習社会を築きます
- **教育委員会**は、教育現場を大切にし、子どもの育ちや家庭・教職員・地域の教育を支えます

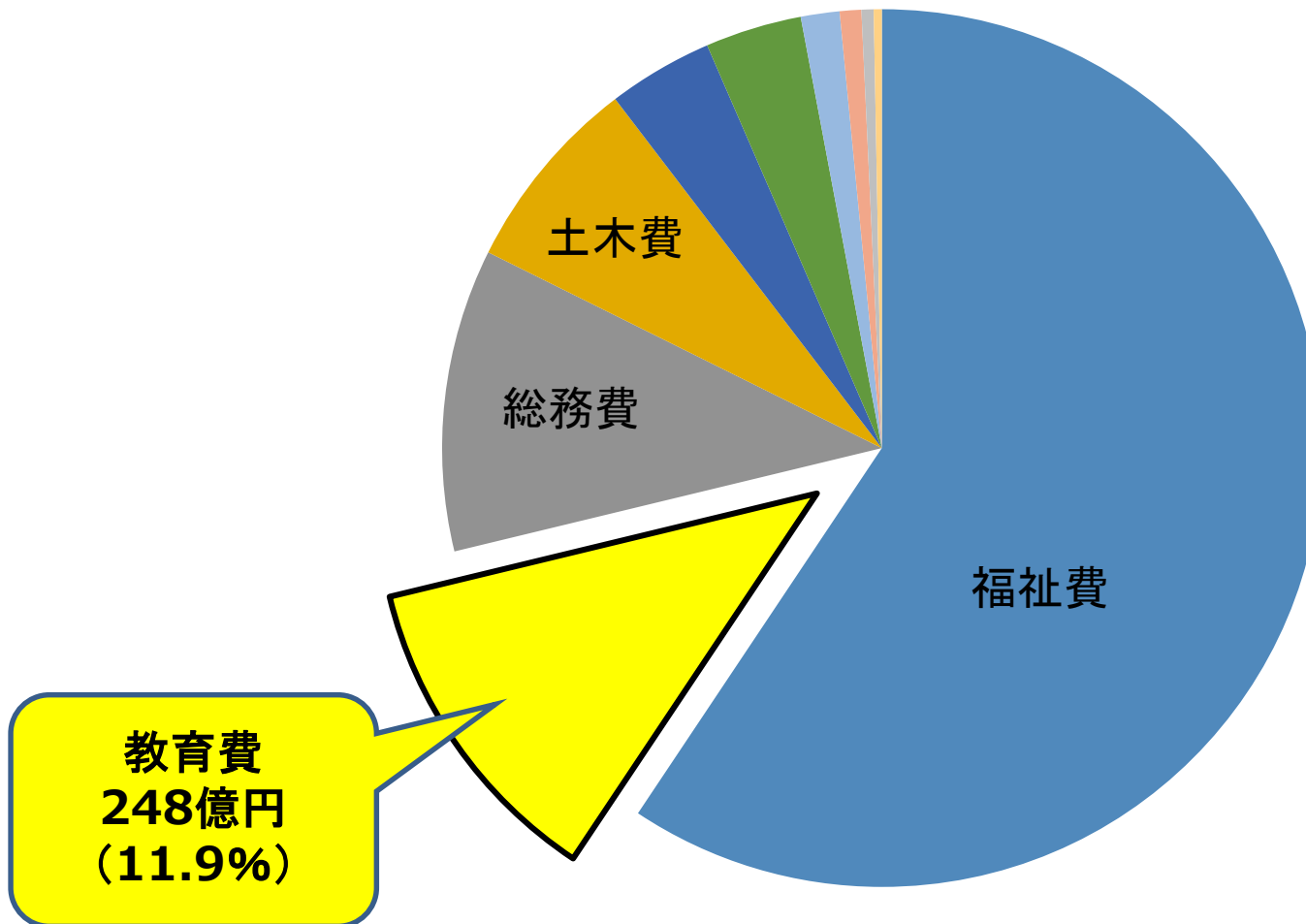


いたばし学び支援プラン2018

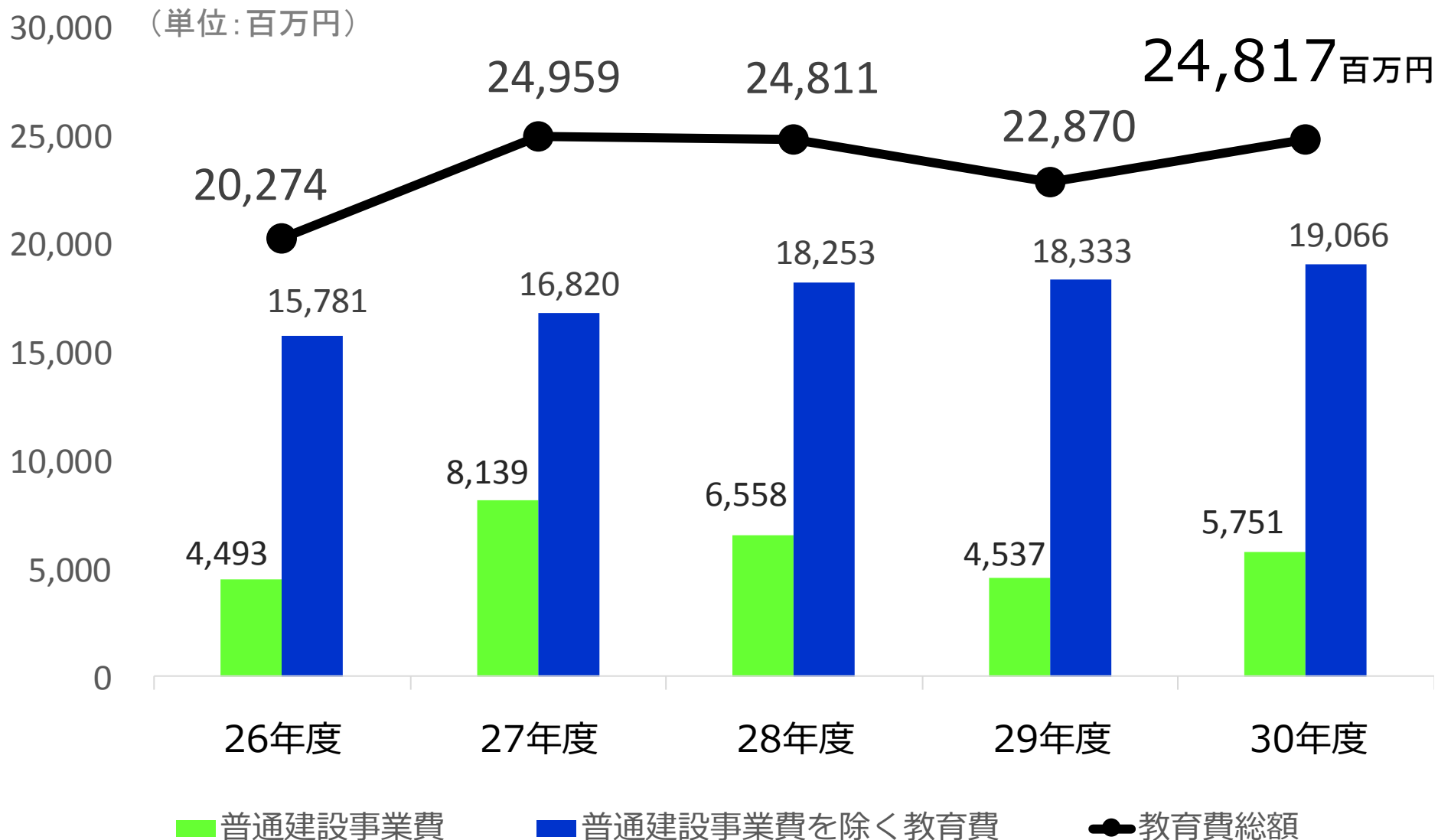
- 板橋区教育ビジョン2025を実現するための実施計画
- 9つの重点施策を実現するために、重点的に実施・評価する事業を重点事業として設定

区一般会計 平成30年度歳出予算額(目的別)・構成比

歳出総額 2,093億円 (前年度比1.1%増)



教育費の推移



学校運営にかかる予算

令達予算 1校当たり平均

小学校

10,104千円

中学校

13,122千円

(注)特別支援学級運営経費を含む。

平成30年度 主な新規・拡充事業(1)

1 英語力アセスメントツールの活用

2 読みのつまずきに関するアセスメントの実施

3 授業用ICT機器の整備

4 特別支援教室の整備

5 学校の改築・大規模改修

平成30年度 主な新規・拡充事業(2)

6 学校支援地域本部事業の全校実施

7 板橋区コミュニティ・スクールの導入

8 少年自然の家八ヶ岳荘の整備

9 近代化遺産としての史跡公園整備

10 中央図書館の改築

いたばし学び支援プラン2021

次期プランの柱

2030年以降の社会の変化を見据えた課題等へ対応していくことを目標とする。

○確かな学力の定着・向上

板橋区授業スタンダードに基づく授業革新、授業力向上。
アセスメントの活用 含RST

○板橋区コミュニティ・スクール

10校で先行導入。31年度小中学校全校に導入。

○保幼小接続・小中一貫教育

学びのエリアを生かした小中一貫教育の推進。32年度に全区展開。

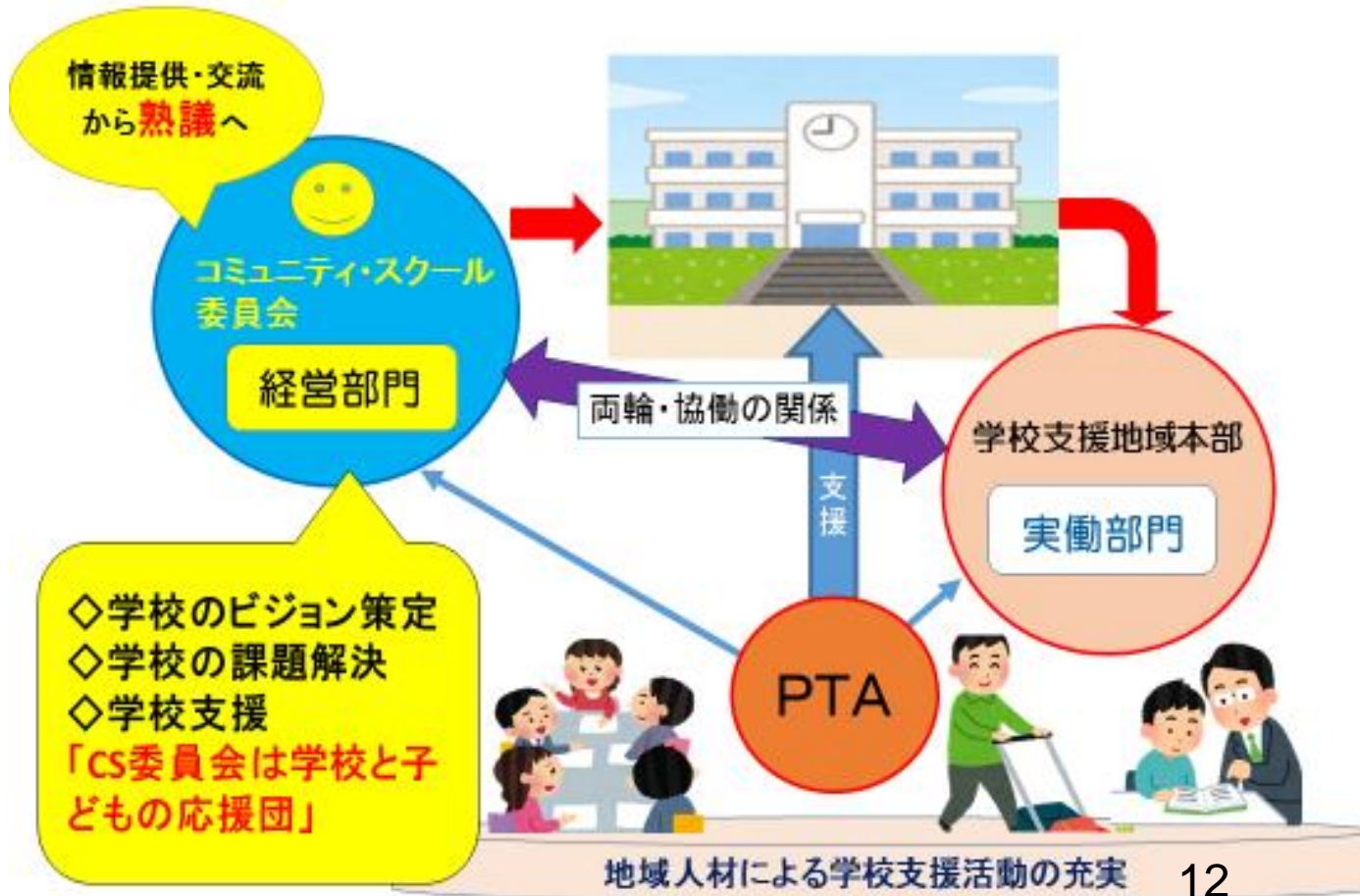
○教職員の働き方改革

勤務時間の把握、留守番電話、部活動指針。働き方改革プランの推進。

板橋区コミュニティ・スクール

学校と地域が

- 共に学び合い
- 協働して学校を創り
- 響き合いながら教育にあたる



保幼小接続・小中一貫教育

板橋区における小中一貫教育の考え方

学びのエリアを核として

- ① 学びのエリアごとの9年間のめざす子ども像の設定・共有
学びのエリアごとの基本方針の設定・共有
- ② 9年間の系統性・体系性に配慮した教育課程の編成
- ③ 学びのエリアにおける小中一貫教育推進の組織づくり
- ④ 学びのエリアにおける教員の交流
- ⑤ 学びのエリアにおける児童・生徒の交流
- ⑥ 保護者や地域との連携（板橋区コミュニティ・スクール）

学校における働き方改革の推進

～教員の長時間労働の現状と板橋区取組～

板橋区における教員の正規の勤務時間

- 8時15分から16時45分まで
(うち、休憩時間は15時45分～16時30分)
- 1日当たり勤務時間は7時間45分で、
1週間当たり38時間45分

都における教員の勤務実態

1 教員の1日当たりの在校時間

平日	小学校	中学校
校長	10時間56分	10時間53分
副校長	12時間55分	12時間09分
教諭	11時間27分	11時間32分

教諭	小学校		中学校	
	土曜日	日曜日	土曜日	日曜日
週休日に出勤した者の割合	19.49%	18.53%	47.93%	28.26%
上記における在校時間の平均値	5時間59分	5時間35分	7時間37分	7時間47分

都における教員の勤務実態

2 教員の週当たりの在校時間

1週間	小学校	中学校
校長	55時間59分	58時間42分
副校長	68時間33分	65時間54分
教諭	58時間33分	64時間35分

これを在校時間の分布で見た場合、過労死ライン相当といわれている週60時間以上在校している教員の割合は、小学校で37.4%、中学校で68.2%に及ぶことがわかりました。

なぜ、教員が多忙になっているのか？

- より「個」に応じた教育への転換や、小・中学校・高学年の標準授業時数の増加やプログラミング教育等指導内容の増加にも確実に対応する必要があります。
- また、いじめ防止対策、アレルギー対策、学校安全対策など新たな対応や、福祉的課題を抱える子ども、特別な支援が必要な子ども、日本語指導が必要な子ども、不登校等の増加など、より複雑化・多様化してきており、学校・教員の役割は拡大せざるを得ない状況にあります。

時間外勤務では、先生たちはどんな業務をしているのか？

- 学習評価、成績処理、学校経営、学校行事の準備、部活動など多様な業務に従事している実態があり、保護者との連絡も含めて、これらの業務と調整を図りながら授業を前提とする教材準備の時間を確保しています。

長時間勤務の問題点

- 教員が心身の健康を損なうと、いつも元気で、明るく、前向きに子どもたちに向き合うことができません。
- 教員が子どもたちと向き合う時間を十分に確保できません。
- 教員自身の学びの時間を十分に確保できません。
- 教員が不安なく育児や介護等に携わることができません。
- 教職員の働く意欲を低下させ、授業の質、子どもたちの学力や生活指導などに影響を及ぼすおそれがあります。

学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月28日文部科学省）

業務の役割分担・適正化を着実に実行するための方策

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
<p>①登下校に関する対応</p> <p>②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応</p> <p>③学校徴収金の徴収・管理</p> <p>④地域ボランティアとの連絡調整</p> <p>（※ その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。）</p>	<p>⑤調査・統計等への回答等（事務職員等）</p> <p>⑥児童生徒の休み時間における対応（輪番、地域ボランティア等）</p> <p>⑦校内清掃（輪番、地域ボランティア等）</p> <p>⑧部活動（部活動指導員等）</p> <p>（部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。）</p>	<p>⑨給食時の対応（学級担任と栄養教諭等との連携等）</p> <p>⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）</p> <p>⑪学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）</p> <p>⑫学校行事の準備・運営（事務職員等との連携、一部外部委託等）</p> <p>⑬進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等）</p> <p>⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）</p>

「学校における働き方改革推進プラン」の策定について（概要）

I プランの基本的考え方

1 学校における働き方改革の目的

- 教員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の維持向上を図る。

2 本プランの位置付け

- 都立学校に対する都教育委員会としての実施計画
- 区市町村教育委員会における実施計画の策定を支援
- 今後、都教育委員会は本プランにより、都立学校における働き方改革を着実に推進するとともに、区市町村教育委員会における実施計画の策定やその取組に対する支援等を、必要に応じて実施
- 目標の達成状況を検証し、必要な施策の見直しを行うなど、継続的に学校の働き方改革を推進

3 学校における働き方改革の目標

当面の目標

過当たりの在校時間が60時間を超える教員をゼロにする。

※ 上記でいう在校時間60時間とは、月当たりの時間外労働がおおむね80時間となる状態を過当たりと換算したもの。

- 都内公立学校における当面の共通目標とし、今後この目標の達成に向けた総合的な対策を実施
- 本取組を通じ、過当たりの在校時間が60時間を超えている教員のみならず、全ての都内公立学校教員における長時間労働を改善

4 取組の方向性

- 以下の5点を柱とし、総合的な対策を実施
- (1) 在校時間の適切な把握と意識改革の推進
教員の在校時間を適切に把握する必要があることから、ICTの活用やタイムレコーダー等により、在校時間を客観的に把握・集計するシステムを構築
- (2) 教員業務の見直しと業務改善の推進
教員の専門性が求められる業務を精選し、教員以外の者が担うことができるものについて、役割分担の見直しやICT化の推進などに取り組み、学校や教員の負担を軽減
- (3) 学校を支える人員体制の確保
「チーム学校」としての体制を整備するため、学校事務職員の職務内容の明確化やスクールカウンセラー等の専門スタッフの充実を図るとともに、地域との協働活動等を通じた教育支援活動を充実
- (4) 部活動の負担を軽減
部活動に係るガイドラインを作成し、活動時間の見直しや休養日の設定の在り方を示すとともに、「部活動指導員」や外部指導員の活用を促進
- (5) ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた環境整備
教員自身が個人や家族で過ごす時間及び自己研鑽の機会を確保できるよう、ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた取組を推進

5 保護者・地域社会の理解促進及び国への働き掛け

- 働き方改革の意義や取組について、保護者や地域社会の理解を促進するための啓発活動を実施
- 教職員定数の改善・充実や業務改善の促進等に係る財政的支援、弾力的な勤務時間の仕組みなど制度面に関する見直しについて国に要望・提言

教職員の働き方改革プランを策定

基本的な考え方

- 長時間勤務が恒常化、構造化した教員の働き方は、学校だけの問題ではありません。教育委員会が果たすべき責務として取り組むとともに、保護者・地域の皆様とも課題を共有するべきものと考えます。
- 学校管理職は、各学校の実情に応じて主体的な取組が進められるよう業務改善に努めるべきものと考えます。

教職員の働き方改革プランを策定

○モデル事業の実施

- 在校時間の管理システムの導入モデル
- 学校電話応答機能モデル
- 事務室による経営支援モデル

○板橋区中学校部活の部活動指針の改定

○学校完全休業日の実施

○専門スタッフとの連携・活用

○板橋区コミュニティスクールの推進など

教職員の働き方改革プランを策定

- ✓ 今後、学校現場との情報共有を図るとともに、保護者、地域の皆様のご意見を踏まえた検討を進めてまいります。
- ✓ ご理解・協力をお願いします。



教育の板橋